

新旧対照表

(JPCERT コーディネーションセンター製品開発者リスト登録規約)

新	旧
<p>1.趣旨</p> <p>ソフトウェアを中心とする情報システム等の脆弱性がコンピュータ不正アクセスやコンピュータウイルス等の攻撃に悪用され、不特定多数のユーザに被害が及ぶ事象が社会問題となっている。そこで、ソフトウェア等に係る脆弱性関連情報等の取り扱いにおいて関係者に推奨する行為を定めることにより、脆弱性関連情報の適切な流通及び対策の促進を図り、コンピュータウイルス、コンピュータ不正アクセス等によって不特定多数の者に対して引き起こされる被害を予防し、もって高度情報通信ネットワークの安全性の確保に資することを目的として、政府は、「ソフトウェア等脆弱性関連情報取扱基準」（平成 16 年経済産業省告示第二百三十五号）を告示した。この取扱基準は、2 度の改正を経て、「ソフトウェア製品等の脆弱性関連情報に関する取扱規程」（平成 29 年経済産業省告示第十九号。以下、「本取扱規程」という。）として告示されている。「JPCERT/CC」では、「本取扱規程」の告示を受け、脆弱性関連情報に関して、ソフトウェア製品を開発した者その他該当ソフトウェア製品の実質的開発者と認められる者（以下、包括して「製品開発者」という。）への連絡及び公表等に係る調整を行うため、「製品開発者」を登録する登録名簿である「本リスト」を作成するものである。</p>	<p>1.趣旨</p> <p>近年、ソフトウェアを中心とする情報システム等の脆弱性がコンピュータ不正アクセスやコンピュータウイルス等の攻撃に悪用され、不特定多数のユーザに被害が及ぶケースが増えている。そこで、ソフトウェア等に係る脆弱性関連情報等の取り扱いにおいて関係者に推奨する行為を定めることにより、脆弱性関連情報の適切な流通及び対策の促進を図り、コンピュータウイルス、コンピュータ不正アクセス等によって不特定多数の者に対して引き起こされる被害を予防し、もって高度情報通信ネットワークの安全性の確保に資することを目的として、政府は、経済産業省告示第二百三十五号ソフトウェア等脆弱性関連情報取扱基準（以下、「本取扱基準」という。）を告示した。「JPCERT/CC」では、「本取扱基準」の告示を受け、脆弱性関連情報に関して、ソフトウェア製品を開発した者その他該当ソフトウェア製品の実質的開発者と認められる者（以下、包括して「製品開発者」という。）への連絡及び公表等に係る調整を行うため、「製品開発者」を登録する登録名簿である「本リスト」を作成するものである。</p>

<p>2.方針</p> <p>経済産業省告示第十九号に基づき、「JPCERT/CC」、独立行政法人情報処理推進機構（以下、「IPA」という。）及び「製品開発者」が行う脆弱性情報取扱い業務（以下、「本件業務」という。）を、「本取扱規程」に従い、迅速かつ適切に行う目的で「本リスト」を用いる。「本リスト」の利用方法等、具体的な活動内容等については「本取扱規程」、別途定める JPCERT/CC 脆弱性関連情報取り扱いガイドラインに準拠する。</p>	<p>2.方針</p> <p>経済産業省告示第二百三十五号に基づき、「JPCERT/CC」、独立行政法人情報処理推進機構（以下、「IPA」という。）及び「製品開発者」が行う脆弱性情報取扱い業務（以下、「本件業務」という。）を、「本取扱基準」に従い、迅速かつ適切に行う目的で「本リスト」を用いる。「本リスト」の利用方法等、具体的な活動内容等については「本取扱基準」、別途定める JPCERT/CC 脆弱性関連情報取り扱いガイドラインに準拠する。</p>
<p>3. 登録資格</p> <p>「本リスト」に、名簿登録される者（以下、「本登録者」という。）は、以下の資格を満たす必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「本取扱規程」における「製品開発者」に該当すること ● 経済産業省告示第十九号を遵守すること ● 「本規約」を遵守すること ● 別途定める JPCERT/CC 脆弱性関連情報取り扱いガイドラインに準拠すること 	<p>3.登録資格</p> <p>「本リスト」に、名簿登録される者（以下、「本登録者」という。）は、以下の資格を満たす必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「本取扱基準」における「製品開発者」に該当すること ● 経済産業省告示第二百三十五号を遵守すること ● 「本規約」を遵守すること ● 別途定める JPCERT/CC 脆弱性関連情報取り扱いガイドラインに準拠すること
<p>5.1 機密保持義務</p> <p>2.「本規約」において「秘密情報」とは、「本取扱規程」における脆弱性関連情報、同対策情報など、「本件業務」に関連して「JPCERT/CC」もしくは「本登録者」が相手方に対し開示し、又は「JPCERT/CC」もしくは「本登録者」が知ることのある相手方の技術上又は営業上の情報であって、次の各号の一のいずれかに該当するものをいう（「秘密情報」を複製、改変又は編集したものを含む。）。</p>	<p>5.1 機密保持義務</p> <p>2.「本規約」において「秘密情報」とは、「本取扱基準」における脆弱性関連情報、同対策情報など、「本件業務」に関連して「JPCERT/CC」もしくは「本登録者」が相手方に対し開示し、又は「JPCERT/CC」もしくは「本登録者」が知ることのある相手方の技術上又は営業上の情報であって、次の各号の一のいずれかに該当するものをいう（「秘密情報」を複製、改変又は編集したものを含む。）。</p>
<p>5.2 秘密情報の共有</p> <p>2.「本登録者」は、「本件業務」の遂行を実効あらしめるため、「JPCERT/CC」が「本取扱規程」における脆弱性情報受付機関である IPA との間で、「本登録者」の情報を含む「秘密情報」を、「本取扱規程」に準拠して、共有し、又は開示することに同意する。</p>	<p>5.2 秘密情報の共有</p> <p>2.「本登録者」は、「本件業務」の遂行を実効あらしめるため、「JPCERT/CC」が「本取扱基準」における脆弱性情報受付機関である IPA との間で、「本登録者」の情報を含む「秘密情報」を、「本取扱基準」に準拠して、共有し、又は開示することに同意する。</p>

<p>3. 「本登録者」は、上記 (1) 及び (2) の他「本件業務」の遂行を実効あらしめるため、「JPCERT/CC」が、「本登録者」の情報を含む「秘密情報」を、「本取扱規程」に準拠して上記 (1) 及び (2) 以外の者と共有し、またこれらの者に開示することに同意する。かかる場合、「JPCERT/CC」は、共有又は開示する(1)及び(2)以外の者に関する情報を、利害関係を有する「本登録者」に対して、事前に適切な方法で連絡しなければならない。</p>	<p>3. 「本登録者」は、上記 (1) 及び (2) の他「本件業務」の遂行を実効あらしめるため、「JPCERT/CC」が、「本登録者」の情報を含む「秘密情報」を、「本取扱基準」に準拠して上記 (1) 及び (2) 以外の者と共有し、またこれらの者に開示することに同意する。かかる場合、「JPCERT/CC」は、共有又は開示する(1)及び(2)以外の者に関する情報を、利害関係を有する「本登録者」に対して、事前に適切な方法で連絡しなければならない。</p>
<p>5.4 「本登録者」からグループ会社及び外部委託先に対する「秘密情報」の開示について</p> <p>1. 「本登録者」が、グループ会社に対して「秘密情報」を開示する場合は、秘密保持契約を締結するものとする。</p> <p>2. 「本登録者」が「秘密情報」の取扱いの全部または一部を外部へ委託する場合の委託先に対する「秘密情報」の開示を行う場合には、「本登録者」は、当該外部委託先リストを「JPCERT/CC」に提出し、「JPCERT/CC」を通じて開示しなければならない。「本登録者」自ら外部委託先に「秘密情報」を開示してはならない。「JPCERT/CC」は、外部委託先のリストを受領した場合、「本登録者」に識別番号を与え、「本登録者」は、外部委託先の担当者に、識別番号を伝えて「JPCERT/CC」に電話もしくはメールで外部委託先から直接連絡を行うことを伝えるものとする。「JPCERT/CC」は外部委託先から連絡を受けた場合、外部委託先に対し</p>	<p>5.4 「本登録者」から「関係組織」に対する「秘密情報」の提供について</p> <p>1. 「本登録者」が、グループ会社に対して「秘密情報」を提供する場合は、秘密保持契約を締結するものとする。</p> <p>2. 「本登録者」がグループ会社に対して「秘密情報」を提供する場合には、グループ会社に関する以下の項目に該当する情報をリストにして、事前に「JPCERT/CC」に提出するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 組織名 ● 担当者名 ● 担当者の連絡先情報（メールアドレス、電話番号） <p>3. 「本登録者」が「秘密情報」の取扱いの全部または一部を外部へ委託する場合の委託先に対する「秘密情報」の開示を行う場合には、「本登録者」は、当該外部委託先リストを「JPCERT/CC」に提出し、「JPCERT/CC」を通じて開示しなければならない。「本登録者」自ら外部委託先に「秘密情報」を開示してはならない。「JPCERT/CC」は、外部委託先のリストを受領した場合、「本登録者」に識別番号を与え、「本登録者」は、外部委託先の担当者に、識別番号を伝えて「JPCERT/CC」に電話もしくはメールで外部委託先から直接連絡を行うことを伝えるものとする。「JPCERT/CC」は外部委託先から連絡を受けた場合、外部委託先に対し直接連絡を行い、外部委託先は、必要な手続きを経て「秘密情報」</p>

<p>直接連絡を行い、外部委託先は、必要な手続きを経て「秘密情報」を受領するものとする。</p> <p>3. 「本登録者」からグループ会社に「秘密情報」を開示する場合及び「本登録者」の提出するリストに従って「JPCERT/CC」が外部委託先に開示する場合には、「本登録者」の責任において行うこととする。</p>	<p>を受領するものとする。</p> <p>4. 「本登録者」からグループ会社に「秘密情報」を開示する場合及び「本登録者」の提出するリストに従って「JPCERT/CC」が外部委託先に開示する場合には、「本登録者」の責任において行うこととする。</p>
<p>12.条項の変更</p> <p>「JPCERT/CC」は、すべての「本登録者」に意見を求めた上で、「本規約」の内容を変更できる。変更された規約は本 Web サイトで公開された時から発効し、特段の申し出がない限り「本登録者」は変更された規約を承諾したものとみなす。</p>	<p>12.条項の変更</p> <p>「JPCERT/CC」は「本規約」の内容を必要な範囲で変更できるものとする。「JPCERT/CC」は「本規約」を変更する場合、「本規約」の変更案（以下、「規約変更案」という。）を「JPCERT/CC」のウェブサイト（以下、「本ウェブサイト」という。）上で一般に閲覧可能な状態に置き、「本登録者」に対し「規約変更案」を「本ウェブサイト」に掲載した旨をメールにて通知する。「本登録者」は、「規約変更案」が「本ウェブサイト」に掲載されてから30日間以内に、「規約変更案」に対する意見を述べる事ができる。「JPCERT/CC」は、「本登録者」からの意見を「規約変更案」に反映することが必要と自らの裁量に基づき判断したときは、かかる意見を反映した「規約変更案」を「本ウェブサイト」に掲載し、その旨を「本登録者」へ通知する。「規約変更案」または「本登録者」の意見を反映した「規約変更案」が「本ウェブサイト」上に掲載されてから30日経過後までに「本登録者」からの意見が無い場合、または「JPCERT/CC」が自らの裁量に基づき「規約変更案」に反映することが必要と判断する「本登録者」の意見が無い場合は、かかる「規約変更案」は変更後の「本規約」として効力を生じるものとする。</p>